



太田川森林組合情報誌

林友

平成31年4月1日

第12号

太田川森林組合

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261番地
 TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041
 e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

常日頃より組合の事業推進につきましては、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度、広島県（団体検査課）の常例検査により不適切な会計処理を指摘され、見直しを行った結果、平成28年度、平成29年度の決算修正及び平成30年度の決算を含め、大きな損失金を出したことに對し組合員の皆様に心からお詫び申し上げます。

原因は、組合の決算期と行政の決算期にずれがあり、本来ならば適正な管理の下、工事進行状況によって収益・費用を計上する、若しくは事業の費用原価管理を行うべきでありましたが、固定費（一般管理費）を振替える代わりに同額を調査収入として収益計上し、その全額を翌年度費用として計上する処理方法で行っていました、収益計上していた調査収入が否認されたことにより多額の損失金となったものです。

今後はこのような案件が起きないように「適正会計委員会」を立ち上げて、外部からの指導を受けながら、会計処理について適正であるか確認・検討を行っていきます。

管内の森林資源は、持続的な林業経営を確立できるまでに充実しており、本格的に利用可能な状況となった人工林資源を有効活用して森林、林業の再生を確実に繋げていく必要があります。

そのためには、需要拡大に向けた取り組みとともに需要者側のニーズに応じた木材を安定的に供給できる体制を構築することが重要と考え、路網の整備、原木を山土場、中間土場に集積、仕分けし、製材工場、合板工場への直送、市場等への販売を実施しました。

また、C材、未利用材の集荷に努め、集めた材をチップ加工し、ウッドワン、いこいの村ひろしま等に供給するバイオマス事業を実施しました。さらに整備充実する予定です。

当組合の管内には成熟した林分が多くあるので、組合員に「林友」等を通じて利用間伐、皆伐に対する意識喚起を促し、森林経営計画の樹立、団地化、集団化、路網の整備・機械化による安定的な木材生産により森林所有者に還元できる提案型林業を目指し、GPS・GISを活用した「森林プラン」を提示し事業の掘起しを実施してきました。おかげさまで計画量を上回る取扱量を達成することができました。

施業集約化については、比較的大きな所有者を核とした「初期的な集約化」に取り組むとともに、小規模所有者、路網の整備されていないところの集約化にあっては地域の協力員（各地区の総代）をお願いして取り組んできました。

また、平成31年度から始まる新たな森林経営管理制度の制定を踏まえ、意向調査など森林組合として積極的に参画できるか行政や関係団体と協議してきました。

組合員各位のご理解、ご協力に対し感謝を申し上げ、平成30年度の事業報告を致します。

代表理事組合長 佐々木 徹

当該事業年度及び直前３事業年度の事業成績及び財産並びに損益の状況

① 事業成績及び損益の状況

(単位 円)

事業区分 \ 年度			27年度	28年度	29年度	30年度
						(当期)
一般事業	指導事業	収 益	1,530,463	5,000	14,537	27,037
		費 用	1,980,783	1,560,559	990,588	1,044,993
	販売事業	収 益	29,059,578	86,639,806	15,358,131	37,714,610
		費 用	24,716,352	67,507,741	6,810,596	11,623,135
	加工事業	収 益	55,102,264	67,386,696	66,153,213	58,141,083
		費 用	53,587,835	63,395,123	65,231,433	53,455,103
	森林整備事業	収 益	331,564,224	347,378,729	356,493,951	319,126,298
		費 用	252,295,389	269,875,387	277,999,984	271,833,230
事業総利益			84,676,170	99,071,421	86,987,231	77,052,567
事業管理費			90,459,607	97,680,699	87,036,006	92,442,151
事業利益（事業損失）			△ 5,783,437	1,390,722	△ 48,775	△15,389,584
事業外損益		収 益	2,294,899	3,534,814	1,927,341	3,982,761
		費 用	1,562,904	2,579,383	2,806,270	3,120,636
経常利益（経常損失）			△ 5,051,442	2,346,153	△ 927,704	△14,527,459
特別損益		収 益	7,833,333	2,892,593	3,172,929	15,974,884
		費 用	4,193,132	1,392,373	62,015	△52,733,467
税引前当期利益（税引前当期損失）			△ 1,411,241	3,846,373	2,183,210	△51,286,042
法人税及び住民税、事業税			460,000	460,000	460,000	460,000
当期剰余金（当期損失金）			△ 1,871,241	3,386,373	1,723,210	△51,746,042
前期繰越剰余金			2,892,182	1,020,941	3,727,314	5,100,524
当期末処分剰余金			1,020,941	4,407,314	5,450,524	△46,645,518

② 財産の状況

H29年8月 チップ材の運搬や集積場にあるタンコロ、枝葉、梢端を運搬するため、中古車両アームロー
ルコンテナ車をリースで取得しています。

H29年8月 林内での木材運搬作業にイワフジフォワードをリースで取得しています。

対処すべき重要な課題

財務管理態勢の不備について団体検査課より、一部に不適切な会計処理を行っていたことが指摘されまし
た。

事業の適切な運営を図るため、今年度の決算において平成28年度、29年度の決算修正及び平成30年
度の決算を含め前期損益修正損として計上し処理しました。

今後、県森連の指導による「適正会計委員会」を立ち上げてコンプライアンスの充実に努め、不適切な会
計処理の未然防止に努めます。

平成 3 1 年度事業計画

<運営の基本方針>

総 括	昨年度は広島県(団体検査課)より不適切な会計処理を指摘され、改善したところで す。本年度から県森連、税理士の指導を得ながら、不適切な会計処理を二度と起こさな いよう努めます。 管内は総面積の 88%を森林で占めており、そのうち人工林率が 49%と県平均を上回 っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施してい くことが喫緊の課題であり、利用間伐事業は組合事業の要となっているところです。 今年度から森林環境譲与税が創設されますので、組合として新たな森林管理システム にどのような形で対応できるのか、行政や関係団体と協議しながら模索し参画してい きたいと思います。 路網整備の遅れ、木材価格の低迷による森林所有者に還元されにくい状況等いろいろ ありますがしっかり検討して実施していきます。 間伐材、主伐材の集出荷体制を、昨年に引き続き本所及び松原集積場を中間土場とし て活用し、仕分けした材を直送販売するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、 木質バイオマス（森林系バイオマスの収集・加工・販売）の有利販売のための事業展開 を図って参ります。 又、従業員の安全衛生教育の徹底を図り、安全で無災害の職場作りを実践し安心して 就労のできる職場環境づくりに努力して参ります。 関係諸機関の一層のご指導ご高配と組合員各位のご理解ご協力を頂きますようお願い 致します。
経営計画・ 指 導 部 門	森林経営計画の作成や提案型集約施業の組織的な実行体制づくりに努めます。 施業団地の調査設計や森林所有者の取りまとめを行うプランナーの育成を行います。 今年度も「ひろしまの林業」「林業新知識」を総代各位並びに林業関係者に配布し情 報の提供を行います。 組合情報誌「林友」を発行し身近な情報を提供します。
販 売 部 門	林産事業においては、利用間伐（列状間伐と定性間伐）の効率化を図るとともに、急 峻な地形では架線による集材を検討し、組合員に少しでも多く還元できるプランを提示 し事業拡大に努めます。 受託林産・買取林産事業にも積極的に取り組み、素材生産取扱量の増大に努めます。 今年度の木材の生産計画目標を 9,500 m³（一般用材 8,500 m³ 林産品 1,000 m³）の取り 扱いとします。県森連が中心となって「木材有利販売のための在り方検討会」を立ち上 げて、有利に販売するための方策を検討していますので今年度は何らかの形で協力して いきたいと思います。
加 工 部 門	温井工場については、県産間伐材製品の販路拡大に努めます。 木質バイオマス事業の、C材、未利用材、タンコロ、枝葉、梢端等についての取扱目 標は、5,000t 以上とし、チップ加工し、いこいの村ひろしま、ウッドワン等に販売し ます。 またチップ乾燥支援発熱装置の導入によりチップの含水率が削減でき、高単価が期待 できると思いますので、有利販売に繋げたいと思います。

森林整備部門	1. 森林整備事業 次世代林業基盤づくり事業による林業専用道を今年度1路線開設予定。これらの基幹道を基に、低コスト林業団地内の集約化した森林を中心に森林作業道等の路網整備を行い、利用間伐、未利用間伐を推進して参ります。 又、販売事業に定めた目標の出材を行うためには、皆伐事業地の確保、間伐面積の確保、未利用材事業地確保が不可欠であるため、役職員一体となって切磋琢磨し目標達成に努力します。 又、森づくり県民税による森林整備事業などの、事業拡大に努めます。 2. 利用事業 高性能林業機械、車両等の有効活用を図り、コストの削減に努めます。 3. 購買事業 建築用構造材について、木材建築の良さをアピールし、地域材の需要拡大に努めるとともに、現在在庫している資材を販売して、棚卸資産の減少に努めます。
--------	--

＜定款の一部改正について＞

定款第58条の事業年度の変更については、令和2年1月1日から始まり現に進行中の事業年度は、変更後の定款第58条の規定にかかわらず、令和元年12月31日をもって終了し、続く事業年度は令和2年1月1日から令和2年3月31日までとし、それぞれの末尾をもって決算期とし、続く事業年度から変更後の定款第58条の規定を適用することになります。

又、定款第33条の規定を改正して、組合長のほか、副組合長、専務理事を選任できることになりました。

＜山林の手入れをしてみませんか＞

人工的に植林した樹木は野菜と同じで手入れを怠ると立派な樹木にならないとともに、林床の裸地化が進み土地がやせるばかりでなく、最悪の場合崩壊を起こすことがあります。

組合員の皆様、今一度自分の森林の状態を把握され、手入れをしていただきたいと思います。

補助金制度により行える作業は次のとおりです。(森林経営計画を立てている森林が条件です)

② 下刈…植栽後5ヶ年もしくは5回

②除間伐…植栽後11年～25年まで(伐採率20%以上)(補助金枠が少ないため、協議が必要です)

③雪起…1年～15年

⑤枝打…植栽後11年～30年 2m・4m(補助金枠が少ないため、協議が必要です)

⑥利用間伐…ha 当り10㎡以上の搬出(実施面積が5HA以上)

⑦保育間伐…11年～(林齢によって採択条件あり)

事業を行う場合の注意事項

除伐…雑草の刈高は出来るだけ低く、植栽木の20%は伐倒すること。

枝打…不良木は枝打しないこと。枝打ちの高さは、ビールピンの太さが目安です。

各補助金及び負担金の目安

HA 当り

事業名	補助金	個人負担金 (山毎で異なる)
下刈 灌木の伐倒	110,000 円	25,000 円～ 36,000 円
除伐 灌木の伐倒 植栽木の20%伐倒	119,000 円	53,000 円
枝打 成立本数1,500本 2m打	105,000 円	30,000 円
枝打 成立本数1,500本 4m打	267,000 円	43,000 円

個人施業の場合は、施業実施前にお問い合わせください。

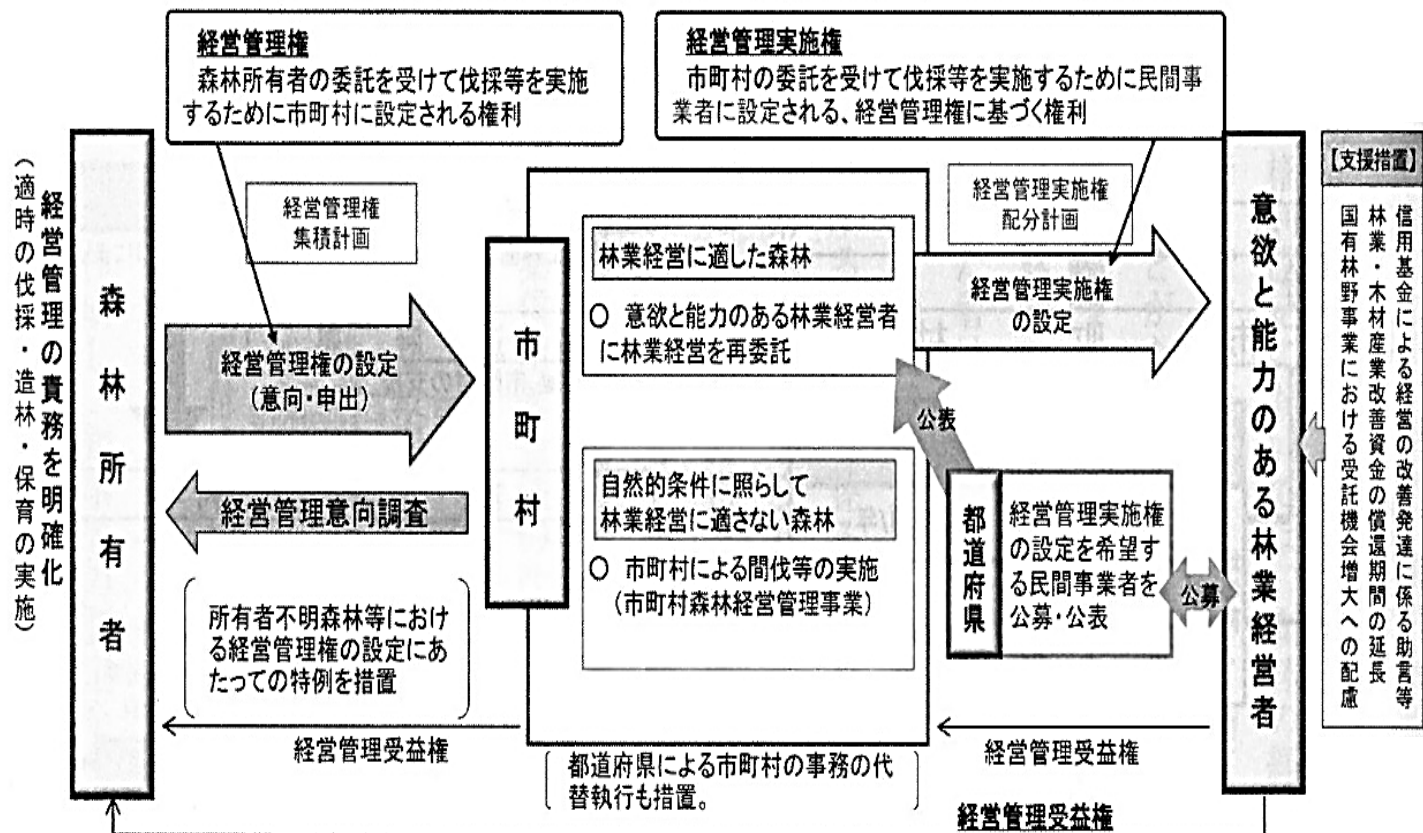
＜森林経営管理制度について＞

平成31年4月1日に森林経営管理法が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。これに先立ち、林野庁では平成30年12月に「森林経営管理制度に係る事務の手引」等を作成・公表し、制度の円滑な実施に取り組んでいるところです。

この森林経営管理制度は、林業経営の効率化と森林の管理の適正化の一体的な促進を実現すべく、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者（森林組合等）をつなぐシステムを構築するために創設されたものです。

このための前提として、まず、森林経営管理法においては、森林所有者の責務として、権原を有する森林について適時に伐採、造林、保育を実施することにより、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことが、明確化されました。

森林組合としても経営管理意向調査に参画する為、林業センター内に「森林経営管理準備室」を設ける予定です。



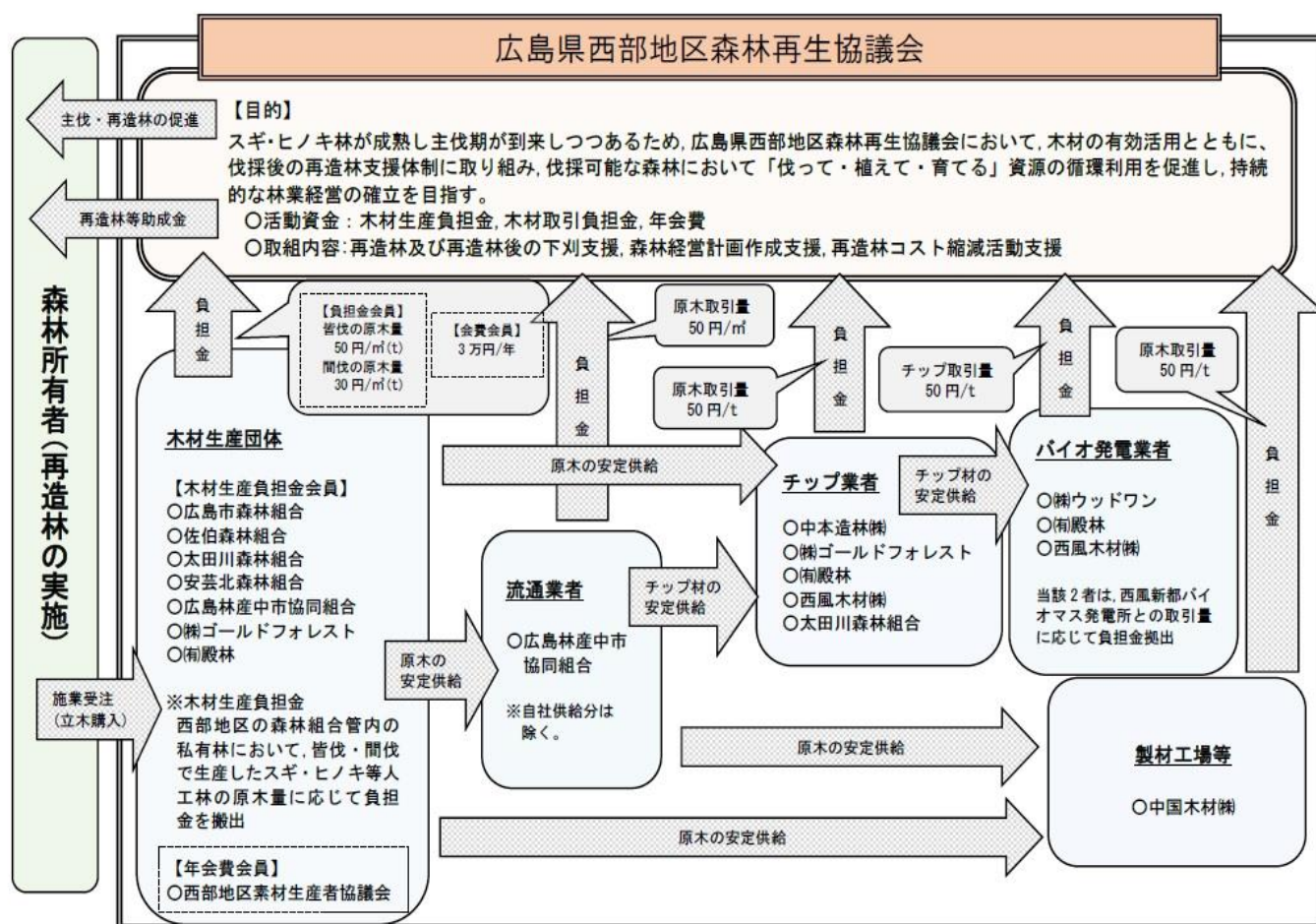
参考資料1 森林経営管理法（森林経営管理制度）について

山林を伐採しませんか？

木材価格の低迷等により林業が厳しい局面のなか再造林経費の負担が難しい等から主伐を控える所有者も多く、県産材の需要ニーズが高まる中で県産材安定供給の懸念材料になっています。

また近年、新たに造林される人工林面積が急減しており、伐採されても跡地に再造林が行われない「造林放棄地」が増加する等、現状のまま推移すると資源の循環利用が困難になることが懸念されます。

このため、伐採可能な森林において「伐って・植えて・育てる」資源の循環利用を促進し、持続的な林業経営の確立とともに、森林の公益的機能の維持発揮を図る取組を行っています。



問い合わせ先 太田川森林組合 0826-28-2244

林地残材を搬出しませんか？

安芸太田町では林地残材を搬出し、チップ化してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業に取り組んでいます。

あなたの山林で手入れがされていない山、近くで山林を間伐され切り捨てになっている山があれば、間伐した林地残材を太田川森林組合が指定した土場まで搬出ませんか。

☆搬出（出荷）先：太田川森林組合

林地残材1立方メートルあたり6,000円のハートフル券で購入します。

搬出条件及び方法

この事業に参加するには太田川森林組合に登録が必要です。

- 条件
- ・個人登録が基本ですが自治会等の団体やグループでの登録も可能です
 - ・林地残材は4m～2mに玉切りして搬出してください。
トラックスケールによる積算も可能です
 - ・搬出する林地残材は、町内の山林で伐採された杉・桧に限ります。
 - ・自己所有でなくても委任を受けた山林からの搬出も可能です
 - ・軽トラックで搬出される場合には車検証を森林組合へ提出してください

方法 ・下記の林地残材の搬出システムを参照ください



問い合わせ先 安芸太田町産業振興課 0826-28-1973
太田川森林組合 0826-28-2244

〒731-3501 安芸太田町大字加計 4568 TEL 0826-22-1559 FAX 0826-22-1559